

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

<p>春日部久喜線</p>	<p>路線名</p>
<p>南埼玉郡宮代町和戸二丁目一三九番一 地先から同郡同町大字和戸字本郷六六 四番一五地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年二月十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十五年十月二十九日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第十七号で告 示した道路予定区域の供用開始である。 延長 二二〇・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>